

目 次

公安委員会公告

- 警備員指導教育責任者講習の実施
- 検定合格者審査の実施

1
3

公 告

警備員指導教育責任者講習の実施について

警備業法（昭和47年法律第 117号。以下「法」という。）第22条第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第 2 号）第 2 条の規定により公示する。

平成18年 1 月12日

富山県公安委員会委員長 杉野 太加良

1 講習に係る警備業務の区分及び実施日

(1) 法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務

平成18年 2 月28日（火）から 3 月 3 日（金）までの 4 日間

(2) 法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務

平成18年 3 月 7 日（火）から 3 月 9 日（木）までの 3 日間

2 実施時間

午前 9 時から午後 5 時まで

3 実施場所

富山県富山市高島 7 番11号 富山県警察装備センター

4 講習予定人員

各40人

5 受講対象者

受講対象者は、警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「改正法」という。）による改正前の法第11条の 3 第 2 項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 富山県内の営業所等において、講習に係る警備業務の区分の警備員指導教育責任者として選任されている者
- (2) 富山県内の営業所等において、講習に係る警備業務の区分の警備員指導教育責任者として選任を予定する者

6 受講希望の受付

(1) 受講希望受付期間

平成18年 1 月17日（火）から 1 月27日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分までの間

(2) 受付の要領

富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話076-441-2211・内線3046）で電話受付する。

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望者の数がそれぞれの講習予定人員を超えなかった場合は、その全員を受講者とする。

イ いずれかの講習の受講希望者が講習予定人員を超えた場合は、富山県警察本部生活安全部生活安全企画課で調整を行い受講者を決定する。

ウ 受講者に決定した者に対しては受講申込方法等を、受講対象から漏れた者に対してはその旨を、それぞれの所属営業所あてに電話連絡する。

7 受講申込みの受付期間

平成18年 1 月30日（月）から 2 月17日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分までの間

8 受付場所

受講者の住所地を管轄する警察署

9 提出書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1 通
- (2) 旧資格者証の写し

10 受講手数料

- (1) 法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務
23,000円（受講申込時、富山県収入証紙により納付すること。）
- (2) 法第 2 条第 1 項第 2 号に規定する警備業務
14,000円（受講申込時、富山県収入証紙により納付すること。）
- (3) 受講申込みを受理した後、受講の取り止め、受講者の変更等は認めない。

11 講習についての問合せ先

- (1) 当日は、各自筆記用具を持参すること。
- (2) 教本等の配布を事前に希望する場合は、下記問合せ先に申し出ること。
- (3) 講習についての問合せ先は、富山県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話076-441-2211・内線3046）

検定合格者審査の実施について

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第 5 条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）附則第 9 条の規定により公示する。

平成18年 1 月12日

富山県公安委員会委員長 杉野 太加良

1 検定合格者審査の実施日、種別及び受験定員

- (1) 平成18年 2 月21日（火）
午前10時から午後 3 時30分まで（受付は午前 9 時30分から）
ア 空港保安警備業務に係る 1 級の検定合格者審査
イ 空港保安警備業務に係る 2 級の検定合格者審査
ウ 施設警備業務に係る 1 級の検定合格者審査
エ 施設警備業務に係る 2 級の検定合格者審査
（受験定員は、ア～エの合計で40名）
- (2) 平成18年 2 月22日（水）
午前10時から午後 3 時30分まで（当日受付は午前 9 時30分から）

- ア 交通誘導警備業務に係る 1 級の検定合格者審査
- イ 交通誘導警備業務に係る 2 級の検定合格者審査
（受験定員は、ア、イの合計で40名）

- (3) 平成18年 2 月23日（木）
午前10時から午後 3 時30分まで（当日受付は午前 9 時30分から）

- ア 貴重品運搬警備業務に係る 1 級の検定合格者審査
- イ 貴重品運搬警備業務に係る 2 級の検定合格者審査
（受験定員は、ア、イの合計で40名）

2 実施場所

富山県富山市高島 7 番11号 富山県警察装備センター

3 申請受付期間

平成18年 1 月17日（火）から平成18年 2 月17日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分までの間。ただし、定員になり次第申請受付を終了する。

4 申請書の提出先

申請書は、次の(1)から(3)のいずれかの警察署に提出すること。

- (1) 申請者の住所地を管轄する警察署
- (2) 申請者が属する警備会社の営業所の所在地を管轄する警察署
- (3) 審査を受けようとする旧検定合格証の交付手続きを行った警察署

5 申請に必要な書類

- (1) 審査申請書 1 通
- (2) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1 葉
- (3) 旧検定合格証の写し
- (4) 富山県公安委員会以外で旧検定合格証の交付を受けた場合で、今回、富山県公安委員会の審査を受ける場合は、住所地が富山県内にあることを疎明する書面（住民票の写し、運転免許証の写し等）又は富山県内の営業所に属することを疎明する書面（従事証明書等）

6 手数料

4,700円（申請時に富山県収入証紙で納付すること。）

申請後の受験の取り止め、受験種別の変更等は認めない。

7 その他

- (1) 受験当日は、受験種別に係る旧検定合格証を持参すること。旧検定合格証の持参がない場合は、受験を認めない。
- (2) 受験当日は、筆記用具を持参すること。
- (3) 服装は動きやすいものとし、特に指定はしないが、警備員としての品格を疑うような服装は避けること。（ヘルメット、帽子、手袋、警笛等は不要）
- (4) 運動靴、短靴等動きやすい履物を持参（着用）すること。
- (5) 審査に合格し、成績証明書の交付を受けた場合は、これを添付して合格証明書の交付申請を行うこと。ただし、成績証明書の有効期限は1年であるので注意すること。
- (6) 詳細は、富山県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話076-441-2211・内線3045、3046）又は最寄りの警察署生活安全課に問い合わせること。